

国立大学法人信州大学と国立大学法人豊橋技術科学大学との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「乙」という。）は、両者の持つ優れた教育，研究，社会貢献等の成果・実績とポテンシャルとを相互に協力して活用することで，両大学のミッションの達成とさらなる高度化を図るため，次のとおり大学間包括連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は，甲と乙とが包括的な連携のもと，教育，研究，社会貢献，国際交流・展開等の国立大学法人に求められる多様な機能について協力し，その成果を我が国と国際社会に広く還元することで，両大学のさらなる発展と，我が国の学術及び産業の振興と人材の育成，並びに人類の幸福に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙とは，次に掲げる事項について連携し，協力するものとする。

- 一 新たな学術分野の創生や共同研究などを通じた学術研究に関すること
- 二 学部学生と大学院学生の教育，研究，指導に関すること
- 三 クロスアポイントメント制度なども活用した教員・職員の相互交流に関すること
- 四 各地域への貢献及び産学連携に関すること
- 五 学生，教員及び職員並びにキャンパスのグローバル化に関すること
- 六 国内外の高等教育研究機関等とのスケールメリットを活かした連携に関すること
- 七 大学運営に資する外部資金共同獲得に関すること
- 八 共同調達や相互の教育研究施設・設備の共同利用に関すること
- 九 その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため，連携推進協議会を設置し，年度ごとの成果の相互確認を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は，本協定に基づく活動において，相手方より知り得た秘密事項について，本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず，第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし，事前に相手方の承諾を得た場合は，この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は，令和7年2月14日から令和9年9月30日とする。ただし，両機関の合意により，更新することができる。

（細 目）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは，甲，乙が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し，甲，乙署名の上，各自その1通を保管するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日

甲 国立大学法人信州大学長

中村 宗一郎

乙 国立大学法人豊橋技術科学大学長

若原 昭浩